

法曹の養成に関するフォーラム

第13回会議 議事録

第1 日 時 平成24年4月24日（火） 自 午前 9時59分
至 午前11時44分

第2 場 所 法務省第1会議室（20階）

第3 議 題

- 1 開 会
- 2 論点の整理に向けた意見交換について
 - ・法科大学院について
 - ・司法試験について
 - ・司法修習について
- 3 閉 会

第4 出席委員等 佐々木座長，滝法務副大臣，吉田財務大臣政務官（藤田財務副大臣代理），高井文部科学副大臣，経済産業省経済産業政策局小宮審議官（中根経済産業大臣政務官代理），伊藤委員，井上委員，岡田委員，鎌田委員，久保委員，田中委員，南雲委員，萩原委員，丸島委員，宮脇委員，最高裁判所事務総局小林審議官，最高検察庁林オブザーバー，日本弁護士連合会若旅オブザーバー

第5 議 事 （次のとおり）

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹の養成に関するフォーラムの第13回会議を始めさせていただきます。

進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 佐々木でございます。本日もよろしくお願いいいたします。

それではまず最初に、前回に交代された構成員で、今回初めて出席される方を御紹介いたします。オブザーバーとして御参加いただく最高検察庁の林眞琴総務部長です。一言どうぞ。

○林オブザーバー 林でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○佐々木座長 なお、本日は竹歳内閣官房副長官、大島総務副大臣、藤田財務副大臣、中根経済産業大臣政務官、翁委員、山口委員が御欠席と伺っております。藤田財務副大臣の代理として、吉田泉財務大臣政務官が御出席であります。中根政務官の代理としては、経済産業省の小宮審議官が出席されております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は、まず第1が本日の議事次第です。資料2-1及び2-2は論点整理（案）で、本日の意見交換の際に御利用いただくため、前回お配りした資料を再度御用意したものです。資料3は翁委員提出の意見書です。資料4は文部科学省提出の資料です。また従前どおり、机上には各種基礎資料及び前回の会議までに提出された資料、議事録をつづったファイルも置いておりますので、適宜御参照ください。

○佐々木座長 それではこれから議事に入ります。先ほど御説明ございましたように、本日も前回同様、意見交換の前提として、3月の第11回会議までに出された内容を論点ごとに整理した資料をお配りしております。論点整理については基本的に本日の会議で意見交換を終え、次回の会議において、それまでの意見交換の結果を反映させた論点整理の取りまとめ案を確信的に見ていただくということにしたいと考えております。

したがって、本日の会議で論点整理（案）の最後の項目まで議論するつもりで進行させていただきますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは前回の会議の続きとなる第3の2、「法科大学院について」という項目でございます。事務局から論点整理（案）の内容を説明させていただきます。

○松並官房付 それでは、先ほどの資料2-1の目次を御覧ください。第3の「法曹養成制度の在り方」のうち、その2として、法科大学院について、四つの項目、すなわち「教育の質の向上」、「定員、設置数」、「認証評価」、「法学未修者の教育」に分けて整理いたしました。

では、資料2-2の15ページを御覧ください。（1）として、法科大学院の「教育の質の向上」について整理しております。「本論点の説明」にございますように、法科大学院における教育の質の向上を図るため、入学者選抜の在り方、法科大学院における成績評価及び修了認定の在り方、質の高い教員の確保等について、改善方策を検討する必要があるとの問題意識です。

以下、本論点の検討状況として、関係者からのヒアリングや第11回会議までの意見交換の内容を記載するとともに、法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果、本論点の状況に関する資料も併せて載せております。

次に17ページを御覧ください。(2)として、法科大学院の「定員、設置数」について整理しております。「本論点の説明」にございますように、法科大学院教育における問題点、論点の存在などに鑑み、法科大学院の入学定員の更なる見直しについて検討する必要があるとともに、教育の改善が進んでいない法科大学院について、統廃合を含む組織見直しについて検討する必要があるとの問題意識です。

次に19ページを御覧ください。(3)として、法科大学院の「認証評価」について整理しております。「本論点の説明」にございますように、認証評価については、各認証評価機関の間で評価にばらつきがあり、評価内容についても、形式的な評価にとどまっているものもあるとの問題点が挙げられております。それで認証評価の在り方について検討する必要があるとの問題意識です。

次に20ページを御覧ください。(4)として、法科大学院の「法学未修者の教育」について整理しております。「本論点の説明」にございますように、法学未修者の司法試験合格率が法学既修者のそれと比べて低いことなどを背景として、法学未修者に関する教育の在り方について様々な意見があるため、法学未修者の教育について検討する必要があるとの問題意識です。

○佐々木座長 それでは、ただいまございました第3の2、「法科大学院について」につきまして、皆様から御意見をお伺いしたいと思います。事務局からは(1)から(4)という形で論点の分類が行われた旨、説明がございました。

それではどうぞ、何か。付け加える点も含め、あるいは何か。

○高井文部科学副大臣 プロセス養成の一部を担う法科大学院の所管の副大臣として、少しお時間をいただいて、この間の取組等も含め、御報告をさせていただければと思っております。資料4にお付けしました資料とともに聞いていただければ有り難いと思っております。

まず、我々もこのプロセスによる養成への転換ということを基本に閣議決定された今回の司法制度改革に基づく新しい法曹養成制度ということを飽くまでも前提に、その更なる改善に向けた取組方策について議論を続けてまいりました。まず、このプロセス養成を担う法科大学院といたしまして、この1番から1の教育の質の向上から少し順番に申し上げたいと思うのですが、1ページをおめぐりくださいませ。まず、入学定員の縮減等や競争倍率の確保等を通じた入学者の質の確保、それから課題のある法科大学院への公的財政支援、減額等を通じた組織見直しの推進、それから成績、進級判定等の厳格化による修了者の質の確保、それから認証評価基準、方法の改善や中教審によるフォローアップなどの評価システムの改善等ということで、4項目、この平成21年度の中教審報告に基づいてやってまいりました。そしてこの修了者の質の確保でございますが、3ページを御覧ください。ここに修了年限ごとの修了者数が更に減少していくと。厳格な入試による入学者の減数によって、この修了者数は更に減少していくということで数字にもあらわれておる次第であります。

この四つの観点から取組をしてまいりまして、多くの法科大学院において教育の質の改善が図られていると、一定の効果を上げてきたと思っておりますが、しかし司法試験等の合格状況、それから志願者数、それから志願者入学状況が改善しない法科大学院が一部見受けられるなど、法科大学院ごとのばらつきが大きいことや、未修者に対する教育には課題があると我々も考えております。

ちょっと飛びますけれども、一番最後、7ページ以下、8ページ以下の資料を付けさせて

いただいておりますが、これがちょっと数字がございせんが、8ページまでのポンチ絵の最後に、各法科大学院の改善状況に係る調査結果ということで、これが平成24年3月7日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会から出されたものでございまして、これもまた後ほどお読みいただきたいと思いますが、この資料の中の6ページ目から、個々個別に各大学院の入学定員、それから競争倍率、司法試験合格率等の状況等も経年で分かるように、資料として付けております。これに基づいて論点整理(案)で掲げられているとおり、入学者選抜の在り方、それから法科大学院における成績評価及び修了認定の在り方、質の高い教員の確保等を含めた改善策を、これからも引き続き検討してまいりたいと思ひますし、本フォーラムの議論を踏まえて、また中央教育審議会の法科大学院特別委員会において、更にこの法科大学院の質の改善に向けた改善策について、検討を加速をさせております。目下、その状況でございます。

教育の質の向上という点では、入り口の入学定員はピーク時の約2割減、これも資料2ページ目でございます。18年、19年辺りがピーク時でございますが、そのときに比べて入学定員約2割減、実員ベースでは4割減と相当縮減をしております。競争倍率についても、2倍未満の大学院が22年の40校から23年度19校へと相当改善されておりますが、更に適正化を図るということ而努力していきたいと思ひます。出口の成績評価修了認定についても、標準修業年限での修了率が18年度の80.6%から、22年度は73.6%になるということで、相当これも厳格化をしておりますが、まだ課題のある大学院があるということで、指導を強化中ということでございます。

それから、2番目の定員数という点に関して、先ほど来申し上げたとおりでございます。

3番目の課題の認証評価につきましては、認証評価の制度、6ページ目を御覧くださいませ。認証評価について、平成18年度から開始されました認証評価におきまして、この三つの認証評価機関での評価方法、内容にばらつきがあるということ、評価項目によって形式的な評価にとどまっているなどの課題が生じているということから、同じく21年度の中教審報告を踏まえて、文部科学省令を改正をいたしました。評価項目の改善といたしまして、新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を新たな評価項目として追加をするとともに、評価方法の改善として、法曹養成の基本理念を踏まえて、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な評価認定を行うことができる評価方法となるよう省令を改正して、各認証評価機関も自らの評価基準等を改めたというところでございます。引き続きこの今の分析等を通じまして、新しいこの評価認証制度が適切に運用されているかどうか把握しながら、更に必要に応じて改善をしていきたいと思っております。

最後になります。法学未修者の教育の件に関してですが、これも大変頭を痛めているところでございますが、21年度のこの中教審報告を踏まえた上で、この未修1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位まで増加可能ということにしました。そして法科大学院修了者が共通的に備えておくべき能力の到達目標を設定する。また進級制の導入を促進するなど、成績評価、修了認定の厳格化を推進するというところで取り組んでおる次第でございます。司法試験の合格率とともに、この標準修業年限での修了率が既修者よりも悪く、未修者の入学者数も減少傾向にあるということで、未修者に対する教育にとりわけ課題があると認識しておりますが、この点も今の中央教育審議会の法科大学院特別委員会において、この未修者教

育の現状に関するデータというものを密に分析をいたしまして、その対応等について議論をするということで、加速をしておる最中でございます。是非、本フォーラムでの皆さん方からの御意見や問題意識、いろいろなところを踏まえながら、更なる改善策に取り組んでまいりたいと思います。

端折り端折りですが、以上でございます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

今、副大臣から御説明ございましたが、ほかの委員からどうぞ、これらの論点につきまして、ございませんでしょうか。

○南雲委員 論点整理（案）に関しては、おおむねこの方向でよいと考えております。その前提で前回フォーラムを欠席をいたしましたので、本日一点申し上げておきたいと思います。

3ページにございます労働分野における活動について、記載をいただいております。そのことについては感謝を申し上げたいと思います。しかし、ここに記載の内容だけでなく、労働審判事件への増加に伴う需要についても申し上げておきたいと思います。特に労働審判事件においては、地方裁判所支部では取り扱われておらず、制度利用者の要求ニーズに合った運用が求められており、裁判所の人的・物的面での強化が必要であると思っております。裁判官の増員とともに、審判官をパートタイム弁護士が担うなどの対応を検討するなど、全国で労働審判制度の実施が可能になるように取り扱うことを検討することも、今後の法曹人材の活躍の場の拡大につながっていくと考えておりますので、その辺りについても記載いただくことを御検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○佐々木座長 南雲委員、前回御欠席ということでございますので、今のような御発言の方向で、論点整理、追加させていただきたいと思います。

法科大学院の方に戻りまして何かございますか。

○丸島委員 法科大学院全体について意見を申し上げてよろしいですか。

○佐々木座長 分けなくてもどうぞ。

○丸島委員 法科大学院制度全体については、様々な議論がありますが、この間、文科省が様々な形で定員削減であるとか、統廃合であるとか、質の向上であるとか、努力されてこられたという経過があると思います。ただ、現状は当初の理念、すなわち志を持った多様な学生を集めて、そこでしっかりとした、これは日本で初めての本格的取組であると思っておりますが、法曹養成のための専門教育機関として、実務法曹養成のための教育をします。そしてその到達点を確認するための司法試験を実施するということであって、いわゆる受験予備校化したような形の試験対応に特化した勉強でなくて、本格的な法曹養成のための教育を行おうとするこの枠組みからは、実態がずれているところがいろいろ出てきているところに問題があり、現状が悪循環に陥っているとワーキングチームにおいて指摘されてきた点だと思っております。

これはやはり各法科大学院の教育水準のばらつき、更には合格率の低下、そのことが更に法科大学院において、より受験勉強に駆り立てるといふ、こういうサイクルになってきて、例えば法科大学院における臨床教育であるとか、様々な重要な課程よりも、むしろ受験科目の試験対応の勉強をというふうな雰囲気であらわれているということなのだろうと思っております。この改善の方向は、やはり理念に沿った立て直しをどのようにするのかということが問われているのだろうと思っております。そういう意味で、やはり法曹養成のための専門的教育機関としての水準を確保するために、これまで文科省が努力してこられた統廃合、あるいは定員削減、

このことはワーキングチームで議論されていますが、それをより一層効果的なものとするために、行政指導だけに止まらず法令上の措置に基づく何らかの仕組みをつくるのか、そういうことを含めて、至急実効的な措置を執ることをフォーラムとして取り組むということが一番重要なのではないかと思います。

このようにして法科大学院を適正な規模に再編成して、そこからもう一回つくり直すぐらいのつもりで、法曹養成教育として非常にいいものをたくさん生み出してきているわけですから、そこを全面的に開花する方向で法科大学院をいかすということが一番重要なことなのではないかと思います。そのことを通じて、水準を一定程度で確保し、そして合格割合も安定的に高めていき、所期の目指したものを取り戻していくという方向性を明確にする必要があるだろうと思います。

もちろん、統廃合、定員削減というときに、単に大都会の有名校だけが残っているというわけにはいかないわけですから、全国各地での適正配置、そのイメージはいろいろあると思いますが、適正配置ということをしっかり配慮した措置を執ることが必要であるだろうと思いますし、定員削減という意味で言えば、やはり大規模校の削減という問題も、これは重要な課題として位置付けなければならないだろうと思います。

そうしますと、ある程度定員を適正規模に絞り込もうとすると、入学段階での適性試験などの位置付け、内容が問われてくるだろうと思います。現実に我が国の適性試験が、どの程度機能しているのか、その内容などについてまた検証の必要はあると思いますが、少なくとも適性試験の中身が、その後の法科大学院における教育、あるいは司法試験、それから修習、これらのお互いの相関性についてできるだけ検証可能なような情報開示が必要なのではないかと思います。

それからもう一点、実務法曹を養成する教育を担う教員の体制をどうするかということが大切です。教員の選考基準なども、単に研究者としての力ということや、あるいは実務家としての力というだけではなくて、教育者としての教育的な力をどう評価するのか、その辺に視点を置いた教員の配置・養成ということを考える必要があるのではないかと思います。

さらに、未修者教育は大変に重要な課題ですが、一点申し上げますと、前回井上先生がおっしゃったかと思いますが、どうしても未修者の場合、3年でなかなか難しいという方も出てくるときに、あらかじめもう一年かけてやるというふうな枠組みができたときに、奨学金が切れてしまうということになると、そこで息切れしてしまいます。こういう方々に対して奨学金制度による支援もきちんと行われ、できるだけ法学部以外の方々や社会人の方々が安心して学べる体制をどうつくるかということも、大事なことではないかと思います。

ざっと、気付いたことについて意見を申し上げます。

○佐々木座長 ではほかの委員からどうぞ。

○久保委員 今、文部科学省の高井副大臣の説明資料にもあります平成23年度の調査結果を見ましても、一部の法科大学院の中には依然として多くの問題を抱えながら、改革が不十分というところが見受けられます。思い切った統廃合とか、大学院定員の削減等の見直しが避けられないという考え方は、誰もが共有するのではないかと思います。しかし、いざ具体論になりますと、検討すべき課題が極めて多くて、考え方もいろいろあると思うのですが、私は一点、地域のバランスというふうなことを申し上げたいと思います。確かに地方の法科大学院の間に問題が多いというのは事実だろうと思うんですが、ただ先のワーキングチームの

検討結果の中で、地方の法科大学院の統廃合を前提として、地方の法曹志願者には財政的支援の充実を図ることが現実的な方策であるというふうな意見も紹介されておりました。つまり地方の法曹志願者は、中央なりほかの地域に移して財政的支援をすればいいという考え方だろうと思いますが、それはいささか乱暴な意見ではないかという気がします。

地方の司法過疎を解消するためにも、地方の有能な人材を一人でも多く地元に残すという必要があると思うんですけれども、いったん地元を離れた人がどのくらい戻るかという問題があると思います。我が国は明治以来、御承知のように、地方の高い文化水準や教育水準、それから地域経済、これらが地方の高等教育機関と地域の密接な結び付きによって支えられてきたという歴史があります。こういう点にも配慮する必要があるのではないかと考えます。法科大学院の見直しに当たっては、さきに御紹介のあった文部科学省の法科大学院特別委員会のこういう指摘が思い出されます。「過度の高い指標により、全ての法科大学院を司法試験の合格競争に巻き込み、法科大学院制度をゆがめることがないよう配慮することも必要」というふうな意見ですが、これは耳を傾けるべき意見ではないかと考えます。

○井上委員 今、お二人が言及された点について、少し大胆なことも含めて申し上げたいと思うのですが、最初の丸島委員が言われた統廃合について、その法的な措置をも含めて、手段を考えるべきだというのは、基本的に同感です。これまで私も中教審の法科大学院特別委員会と、その下に設けられたワーキング・グループに参加して、ヒアリングをしたり、実地にいろいろなところを見せていただいていたのですが、懸命に努力されているけれども実績がなかなか上がらないというところから、正直余り危機感が感じられないというところまで、いろいろあるのですけれども、その場合に我々、あるいは文科省としても、できることに限界がある。飽くまで協力ベースの調査でしかありませんので、こういうふうになさってはいかがですか、という提言しかできない。それは権限がないからなのです。

そのワーキング・グループの改善状況調査の結果に基づいて、現在、緊急に抜本的な措置が必要と思われるところを重点校と呼ばせていただいておりますが、11校あり、それに加えて、継続的に改善を見守る必要があるというところ（継続校）が20校ある。店じまいをされつつあるところを除いての数ですけれども、こういうところについても、我々がそういうふうに重点だの継続だとか言うことに何の権限があるんだと言われることもあるわけですね。しかし、ますます厳しくなる今の状況に照らすと、もうそういう段階ではなくなってきているのではないかという思いが強くなります。そういう意味で、文科省なり法務省なり、関係するところが、もう少し実効的に動けるようなことを考えてあげる、そういう方法論の段階になってきているように思うのです。

適正配置の問題は、司法制度改革の一つの重要な柱で、理念としては非常に重要だと私も思っています。そして、それが実現できれば一番いいと思うのですが、現実はその言っているだけでは済まない、非常に厳しい状況にあることを直視せざるを得ない。例えば今挙げた重点・継続校31のうち、東京近辺あるいは関西以外の地域に所在するところが13校あります。「地方」とはどこを指すのかは難しく、例えば名古屋地区とか、「地方」と呼んだら怒られそうですけれども、一応、便宜上、東京周辺と関西地区を除いた地域として、そこに所在する法科大学院は全部で25校あるのですが、そのうち13校が重点校か継続校だということです。他にもいろいろな数字があるのですけれども、例えば直近である昨年の司法試験合格率が10%未満のところは全国で27校あるのですけれども、そのうち11校が、ま

た入学者の実数が10人を切っている11校のうち6校が、東京周辺・関西以外の地域にある法科大学院なのです。このように非常に厳しい状況にあり、無論、個々的には、懸命に努力されているところが少なくないのですけれども、それではもう追い付かなくなってきているというのが、残念ながら、現実だと思います。

そこで質を確保することを優先するのか、地域配置を優先するのかということになるわけですが、法科大学院の所在地として各地方になければならないという発想では、恐らくもう対応できない。もともとあらゆる都道府県に万遍なく法科大学院が設置されているわけではなく、あるところもあればないところもあるという状態なのです。ですから、むしろその理念の実質をいかす工夫をしていくべきではないか。いくつかが連携・連合するとか、先ほど久保委員から乱暴だとお叱りのあった財政的支援策というのは、私が一つのアイデアとして言ったにすぎないものですが、奨学金を出すかわりに、法曹資格を得た後何年間かは地元で仕事をしてもらうというような方向もあるだろうと思うのです。

そのように、いろいろな方策を組み合わせ、実質的にその理念を満たすよう図っていくべきで、もともと地元で法科大学院がなく、そこで教育を受けるチャンスがない地域、これはざっと19県、所在していないという意味では20県ですけれども、そういうところも含めて、地方に住んでおられる方が十分な教育の機会を与えられるということをどのようにして実効的に確保していくのかを考えていくべきではないかと思います。

また、定員削減の問題もなかなか難しいところがあり、例えば大規模校が多く取り過ぎているので、そこを削ればほかのところに戻るのではないかという議論もあるのですけれども、現実にはそういうふうには動くとは限らない上、そういうことをすることによって、法科大学院で学ぼうとする人たちから、良質な教育を受ける機会を奪うことになるという面もあるので、そう単純なことではないのです。

未修者教育については、法科大学院関係者としても、最も深刻に考えているところですが、未修者といってもいろいろな人がいて、法学部出身で未修者で入ってくる人が、実数としては半数以上を占めており、他方、法学教育のバックグラウンドが全くない人もいます。そういうばらつきもありますし、後者のいわゆる純粋未修者でも3年間で悠々とトップクラスになる人もいます一方で、なかなか適合しないで時間が掛かる人というのも少なからずいるものですから、そういう実態に合わせて柔軟にいろいろなメニューが組めるような制度を考えていかないと、恐らくうまくいかない。単純に標準修業年限を長くすれば良いという問題ではなく、個人の特性に応じて柔軟なメニューを用意していくというのが、これからの一つの方向かなと思っています。

○萩原委員 法科大学院の総定員については、私は司法試験の適正な合格者数がまず前提になるべきであって、現状ある法科大学院の数と法科大学院生の定員が前提で、どう削減するかというのは、前提がおかしいのではないのかなと考えます。したがって、まず法科大学院の問題について言うと、司法試験の合格者数をどの程度に保っていくべきかということがまず先行してあるべきだというのが第一点です。

それから定員の削減と法科大学院の学校の統廃合は、この両方を考えるべきであって、片方だけでいいというわけではないだろうと。それから法科大学院の配置については、これはまだ結論が出ていないわけではなしけれども、是非道州制の議論があるわけですから、ああいう地域単位というようなことを少し頭に置いて、その中で連携させていくとか、

あるいは統廃合を図っていくかというようなことが必要なのではないのかなと、そんなふう
に考えています。

○鎌田委員 抽象的な話になって恐縮ですけれども、この法科大学院の在り方を考えるときには、最初に丸島委員からも御指摘がありましたように、やはり法科大学院制度をなぜつくったのかというと、これはやはり旧司法試験時代に大部分の受験生が受験技術優先の学習方法にどんどん凝り固まっていったことに対する反省というものが非常に大きいわけでありますから、法科大学院においては、教育の内容と質の面で、従来の制度と大きく転換していることを確認しておかなければいけないと思います。そのことがこの教育の質の向上というふうなことを考えるときにも、また認証評価の視点としても非常に重要な点ですけれども、その教育の内容とか質ということは定量的な計測が非常に難しいので、結局のところ司法試験合格率というふうなものを客観的な指標として測らざるを得ないという限界があるわけでありますけれども、この合格率を非常に強調していくと、法科大学院自体が司法試験の合格を第一にする予備校的教育機関に変貌する危険性が非常に高くなります。一部の法科大学院では、そういった傾向も既に見られてきているところでもありますので、それを改善しなければいけない。そういったゆがみを生じさせている様々な原因のうちの一つに、やはり司法試験の合格率の低さというのがあるって、その合格率を改善するために、法科大学院の側では入学定員を減少させ、更に実入学者数をそれ以上に減少をさせてきているところでもあります。入学者数が急速に減ってきたことが、司法試験の合格率に反映するためには、3年、4年、あるいは滞留者を含めればもっと長い期間が掛かるので、もっと入学者数を減らせという声
が当分の間続くかとは思いますが、想定される適正合格者数に比べて、今の入学定員が果たして適正かどうかということの検証は、実は少し長い目で見ていただかないと、必ずしも合理的なものにならないという側面もあることを御考慮いただきたいと思います。

そういう形で、法科大学院の側では、言わば合格率の分母を減らすための努力は続けているわけですけれども、分子の方は増えないばかりか、少しずつ減る傾向にあるわけで、これが本当にこういう状態をずっと続けていかどうかということ、少し御検討いただければ
と思っています。

それから、適性試験の問題の御指摘も丸島委員からあったわけでありますけれども、この点につきましては、適性試験が、法科大学院の教育成果、あるいは司法試験の合格との相関性を持っているのかということの検証は、しなければいけないと思っていますけれども、一点御注意いただきたいのは、適性試験で非常に高い点をとった人を少数入学させている法科大学院の中で、その少数の優秀な人たちの間で適性試験の点と学内成績とに相関があるかということを見ても、これは統計的にはほとんど意味のない作業になるわけです。本来は適性試験受験者全体の中で、どうその後の法的素養の発展との相関性があるかということを見なければいけないんですけれども、法科大学院に合格できなかった人については、想定値との間で相関を見なければいけないという、そういう限界をはらんでいるわけでありますから、その100人入学した人の中での相関性があるかないかという議論は、統計的には余り意味がない議論であるということ、御検討をいただきたいと思います。

相関性の検証は、私、適性試験を実施する側にも関与しておりますので、これは可能な範囲でやっていきたいとは思いますが、余り表面的な数字だけの評価にとらわれないようにしていただきたいということだけ一点申し添えておきたいと思
います。

○岡田委員 前回、井上委員から予備試験のことをお聞きしたので、目的は分かったのですが、ただ予備試験というものが資力の問題であったり、時間の問題であったりということで、目的ははっきりしているものの、それをどういう選考で予備試験の対象を絞るかという、その辺ができない、なかなか難しいという指摘もありました。私はそういう目的は明確にできないのであれば、法科大学院とどっちを選択してもいいよというような形、今、実態はそのようではないかというような気がします。では法科大学院の生き残りはどうすればいいのかとなると、やはり法科大学院の魅力にかかっていると思うのです。授業の内容であったり、成果であったり、そういうものだろうと思いますので、やはり法科大学院自体がもっと受験者ないしは勉強する者にとって、環境が許せるのであればやはりこちらに行った方がいいよと思えるような法科大学院になることだと思います。

アンケートを見ますと、それぞれの法科大学院が大変いろいろ努力をされていると。もちろん文科省であったり、現場の先生方であったり、そういう方々の努力ですが、一方で全然危機意識に欠けており、再三の教育等の改善等に対しても、対応していないようなところもあるということを書いてありますので、今や危機感を感じてもらわなければいけない状況なので、法科大学院全体として方向性が明確になるように、足並みがそろうようであるべきではないかと思えます。

それからもう一つ、未修者に関してですが、法律を履修していない方、ないしは過去に法学部を出て、かなり社会でお勤めされた方にとって、既修者、法学部を出たばかりの学生と一緒に授業をやるというのは、教える方もどっちにレベルを合わせればいいのかという部分で大変だと感じます。その部分の問題というのは、私は素人ながら感じてしまいます。未修者と言いながら、そこに法学部を出た方がかなりいるということ自体も、本来の未修者コースの目的から外れているのではないかと思いますし、未修者の枠を狭めるようなことは絶対ないようにしてほしいと願わざるを得ません。

以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。

○井上委員 予備試験の関係は、法令をつくるときに技術的に難しいということで、受験要件を限定的に書き込めなかったと聞いているということをお願いしたのであり、私の意見では、決して今の状態が良いとは思っていません。今の状態ですと、予備試験が本来想定していたような人たちがむしろはじかれて、そうでない人が独占してしまうようになってしまっているのではないかという懸念を持っているのです。法科大学院が予備試験に負けないような付加価値といいますか、魅力ある教育をすればよいではないかという御意見もありましたが、予備試験のバイパス化を含め司法試験の合格ということが至上の目標のようになってしまうと、法科大学院自体も、学生たちも、さらには学校側も、どうしても合格率、合格率ということになってしまい、そういう本来目指していた多様で豊かな力をつける教育がおろそかになっていくおそれが大きいのです。一生懸命やっているロースクールでは、そういう力をつけさせるメニューは十分用意していると思っていますので、そこに打ち込めるような環境をつくりたい。そのためには、司法試験の桎梏から解放される必要があるのです。

例えばアメリカの一流のロースクールでは、司法試験（弁護士資格試験）のことなど誰も全く考えていません。逆に言いますと、ロースクールの教育と弁護士資格試験というのは連動しておらず、ナショナル・ロースクールと呼ばれる一流校では、汎用性のある理論や実務

的素養を養うことに力を注いでいますが、弁護士資格試験は州の試験ですので、州法の知識も必要なため、ロースクールを修了してから2か月ぐらいそれを詰め込んで、それで合格してしまうというのが実態です。そういうことですので、一流のロースクールでは、学生は1年目にいくつかの法律基本科目を学修したら、2年次以降は多様な科目を取ったり、いろいろな経験を積むということをやって、それが就職に当たって評価される、そういう構造になっているのですが、残念ながら、日本の場合は、まだ司法試験至上主義のようなところがあり、法曹界の方でも、ロースクール修了生は法的な基礎知識が欠けているという指摘が一部にあることであらわれているように、旧来のスタンダードで物を見ようとする傾向が依然として強い。その辺も本当にそれでいいのか、見直してみる必要があると思うのです。先ほど萩原委員が合格者をどのぐらいにするか設定すべきだと言われたのですが、その前提となるべき点が手つかずなのです。新たな制度の下で法曹としてどのような人が求められているかという議論がなく、今の司法試験でも、基本的にこれまでの仕組みの延長線で合格者を決めており、その結果として合格者数が2,000ぐらいでとまっているわけで、そのこと自体が果たして適正なのか、合理的なのかは、実は未検証なのです。その辺にも踏み込んで検討して合格者の質なども問題にするのなら分かるのですが、そういう検討のないまま、今数だけ設定するというのは適切でないと思います。

○佐々木座長 いろいろ御発言いただきましたが、どうでしょう。伊藤さん、田中委員、何かございましたらどうぞ。

○伊藤委員 簡単に二つばかりお話しします。一つは統廃合の話ですけれども、頭の中で考える上では、それはそういうことも必要なのかなと思いますけれども、この大学というのは、現実にいろいろところで長い間掛かってつくってきた訳でございまして、その延長線上でこの法科大学院をつくっているわけです。自分のことを言うのはあれですが、私は山梨学院大学というところの法科大学院へ行っております。御承知のように、スポーツをずっとやってきた学校なんですけれども、法科大学院をつくるということで、法学部はもともとあったんですけれども。今や幼稚園から法科大学院まで6,000人在校生がいるんですけれども、その一種象徴としての法科大学院ということですから、合格率も辛うじて10%は超えていますし、入学者数も10人は超えていますけれども、これを統廃合しろと言われても、くつつく相手もないわけです。ではそれがなくなってしまうといいのかと、あるいは無理やりなくすぞと、それも非常に個人的な立場というのではなくても、やはりおかしいのではないかと。例えば今や山梨の弁護士会の1割以上は、この山梨学院を出た弁護士というような、そういう一つのモデルとしても存在価値があるのかなと思っています。それやこれやで、統廃合というのはよほど合理的に、あるいは根拠を持って行わないとなかなかうまく行かないのではないかなというのが一つです。

それからもう一つは、法科大学院教育というのは、何か一般的に非常に劣っている、足りないと宣伝されていますけれども、本当にそうだろうか。例えば最近の司法試験に受かった者に対して、質が低いと言う人がたくさんいますけれども、本当に、では昔の合格者と比べてどこがどう質が低いのかということを、誰がどうやって検証したのか。例えば古い人たちが、最近の司法試験に受かった者は、内容証明1本書けないと言います。しかし、内容証明を書くのが弁護士ならばそれは教えればいわけで、何かちょっと議論がおかしいのではないかと。私が見ている範囲では、やはり我々が昔学んだ時代と比べると、立派な教育はされ

ているし、学生もよく勉強しているし、実務についてからも、教え方さえ間違えなければ、立派になっていく素質を持った者が受かってきているのではないかなと、それもどういう検証したんだと言われると困るんですけども、そういう見方もできるので、それも踏まえて考えていかないと、もう既に新しい試験に受かった法曹がいっぱいいるわけで、こいつら質が悪い質が悪いというのは、余りにも不遜な、余りにも失礼な言葉ではないかなということをお私に思っております。

○田中委員 一つは未修者の問題ですけれども、実際に教育に携わってみて、未修者が1年間で既修者と同じレベルに到達することを前提にして、両者を一律に教育するという仕組みについては、カリキュラムの在り方などを含めて何らかの形でこれを見直す必要があるのではないかという感想を持っております。

それからもう一つ、認証評価の在り方という点でありますけれども、この認証評価については、形式的な評価にとどまっているという、あるいはばらつきがあるというような問題点が指摘されているようですけれども、実際に認証評価の成果が現在どのように表れていて、それがどういうふうにかかされているのだろうかというところの情報が少し見えないところがございまして、できればそういった情報も文科省の方から提供していただければ有り難いと思っております。

○佐々木座長 宮脇さん何かございますか。

○宮脇委員 遅れてきたものですからすみません。

○佐々木座長 いや、何かあればと思いましたが。では後でもし何かありましたら。

ありがとうございました。それからお手元に資料3で翁委員から御意見が出ておまして、○の一つ目が法科大学院についての御意見でございます。皆さんから頂いた御意見と重なっている点もありますが、英語の話とか、そういったこともこの中には入っておりますので、これは御参考にしていただければよろしいということで取扱いをさせていただきます。

実は、座長自身が司法制度改革本部の委員をやっていたことがありまして、首相のものと実施本部のときにやっていた経験がありますが、あのときも非常に心配したのは、やはり司法試験と法科大学院の接続の問題を非常に正直言って心配しました。というのは、大体人間は自分が通ってきた試験はいい試験だと思う習性がありまして、それでかつては旧制と新制というのも大学の中ではありまして、新制は駄目だというのはさんざん言われて我々は育ってきたんですけれども、多分同じことが起こるだろうなということを実は予測して、僕もその場でいろいろ発言をしたんですね。そういう記憶がありまして、必ずこういうことは起こるんだということを当事者が自覚しなければ、これは非常におかしなことが必ず起こるという問題であるということについては、先ほど伊藤委員からも報告がありましたけれども、そのときから実は非常に心配していた点、これが一点。

もう一点は、教員をどうするかという問題が非常に深刻ではないかと。皆さんとにかく批判ばかりする人ばかりで、そして恐らく教えている方はかつてよりも何倍も負担が、ティーチングオブレーションが増えているという中で、これを再生産していくということは大変深刻な問題になっているのではないかと。ところが残念ながら、そこへ行く前にほかのところでもいろいろなことがにぎやかに取りざたされていて、目配りが行き届かないということは、正直言って極めて深刻な問題であって、それがその教育の質の向上その他も含めて、全体を見るときに、是非この問題もカウントに入れて吟味すべきだろうと思っております。再生産

できないような仕組みにはいけないということを、どういうふうにしてそういう望ましくない事態を防ぐかということは、是非検討していただきたいというのは、これは私の個人的意見として述べておきたいと思います。

それでは、今までの御意見は、論点整理の第3の2の「法科大学院について」の関連する部分に反映させていただきたいと思います。

それでは、司法試験についてということで、次の論点に入らせていただきます。事務局から論点の整理の内容を説明してください。

○**松並官房付** それでは、資料2-1の目次を御覧ください。第3の法曹養成制度の在り方のうち、3として、司法試験について四つの項目、すなわち「受験回数制限」、「方式・内容」、「合格基準・合格者決定」、「予備試験制度」に分けて整理いたしました。

資料2-2の23ページを御覧ください。(1)として、司法試験の「受験回数制限」について、整理しております。「本論点の説明」にございますように、司法試験の受験回数制限について、撤廃又は緩和すべきであるとの意見があることから、検討する必要があるとの問題意識です。

次に25ページを御覧ください。(2)として、司法試験の「方式・内容」について整理しております。「本論点の説明」にございますように、司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方で、旧司法試験に比して科目数が増えていることなどから受験者の負担が重いため、試験の方式及び内容について、科目数や出題範囲等を限定し、負担を軽減すべき等の意見もあり、これらの点について検討する必要があるとの問題意識です。

次に28ページを御覧ください。(3)として、司法試験の「合格基準・合格者決定」について整理しております。「本論点の説明」にございますように、司法試験の合格基準・合格者決定について、合否判定の在り方について見直す必要があるのではないかなどの意見がある一方、何が適正な合格水準かについて様々な見解があって、合否判定の在り方などで求める工夫も、それらのいずれの見解に立つかによって異なり得るとの意見があるとともに、合格基準に関する情報を公表すべきではないかとの意見がある一方、司法試験に求められる判定の在り方からしてそもそも一義的に合格基準を示すことが可能なのか、また、情報の充実化は図られているとの意見もあり、これらの点について検討する必要があるとの問題意識です。

次に30ページを御覧ください。(4)として、司法試験の「予備試験制度」について整理しております。「本論点の説明」にございますように、司法試験予備試験については、予備試験を受験者の多様性を確保するための重要な制度であると見る立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであるとの指摘があり、制度の実施状況を踏まえつつ、この点を検討する必要があるとの問題意識です。

○**佐々木座長** それでは、これからこの事務局から四つに分けて論点整理が出されましたが、全体にわたって結構ですので、この司法試験について、御発言、御意見を頂きたいと思います。

○**丸島委員** 一応口火ということで意見を申し上げます。司法試験について四つここに論点が出されており、ワーキングチームでも議論されてきていることですので、論点としておおむね出ているのかなとは思いますが、更にもう少し各論にわたり申し上げたいと思います。先ほども出ました予備試験の問題ですが、今、法科大学院制度について本来予定された機能が

損なわれているなどの様々な指摘がある中で、法曹志望者の多様性を確保するために予備試験の拡大をという議論も生まれてくる土壌があるのだらうと思います。

しかし、先ほど鎌田委員も言われましたけれども、従来は私たちの頃は、大学というものに依存しないで皆さんが自分の責任で大学外のところで、経済的にも自己負担で勉強し、そして司法試験を目指す、こういう勉強の仕方をしていました。これに対する反省から、日本社会において初めて本格的な法曹養成のための専門教育を行おうという取組だったのだらうと思います。法学部出身者だけでなく、もう少し幅広いところから多様性をできるだけ確保しようという趣旨でありますから、非法学部はもちろん、社会人経験者の方もこのような法曹を目指す本格的教育の場に参加できるような様々な措置、応援する措置を執るべきなのであって、そこのところの課題に正面から取り組むことから逃げて、別の予備試験のところでも多様性を確保するというのは、やはり本来の趣旨ではないのだらうと思います。

そういう意味で、予備試験が本来ならばもう少し趣旨に沿って要件が限定できればいいと思っていますし、更にそういった部分の検討はいただきたいと思うのですが、法制上どうしても無理だというのであれば、やはり予備試験というのがそのような補完的な役割を負っているというその制度趣旨に沿った運用がされているかどうかという辺りについては、今年から始まっていますので、関係機関において情報を開示していただいて、趣旨に沿った運用がされているかどうかの検討が十分できるようにする必要があるのではないかと思います。

それから、受験回数の問題については、冒頭に申し上げたように、現状の合格率の低迷の状況であるとか、あるいは5年3回というやや分かりにくい制度で、受験控えが起きているなどという不健全な状況がありますから、これはもう単純に5年というふうに緩和した方がよかろうと思います。ただ、これが回数制限を全て撤廃しろという議論まで行くと、それはやはり法科大学院を出て、相当期間とにかく受験のための勉強を続けることになり、そこは当然、予備校というものを利用しての勉強になるわけですから、法科大学院での学修の到達点を確認する試験という性格がずれていくのだらうと思います。また、単年度の合格率という点からみても受験者が増えていくわけですから、単年度の合格率を向上させていこうという今の改善の方向とはやはり整合しない方向になるのではないかと思います。

次に司法試験の方式・内容、合否決定の問題ですが、司法試験については、法科大学院で学んだことが適切に評価できるような試験としてどうあるべきなのかという観点から考えるべきだらうと思います。そういう点からいうと、例えばこれはいろいろな立場からの指摘があるので試験の中身の評価は難しいのですが、論文試験などでも一定の限られた時間で、あれだけの問題について、たくさんの論点を、すなわちこの論点とあの論点をまとめて要領よく書かなければいけないなどというようなメッセージを発しているのだとすれば、そこは先ほどの趣旨から言ってみ直しが必要ではないかということであるとか、あるいは短答式試験についても、それが殊更に知識を求めるといって走るようなことがあるならば、そこもやはり見直しの検討をする必要があるのだらうと思います。もちろん、問題が非常に改善されてきているということは、私も十二分に認識はしていますが、法学未修者の方にとっては、大学院での通常の学修のほかに独自の試験対応の受験勉強が必要だなどということも言われていますので、今述べたような点の検討が必要かと思っています。これは試験に関する関係機関からの情報発信との関係もあって、合格水準にも関わりますが、この出題で何が問われているのか、何が求められているのかということをもっと積極的に発信をして、合格の水準とし

てどういうものが設定され、考えられているのかということを出してあげないと、受験生がいろいろな迷い道に入りかねないということもよく耳にすることですので、合格水準というものをできるだけ明らかにしていくという課題についても、情報発信が必要だろうと思います。

合格水準の問題については、いろいろな立場によって認識の違いがありますが、論点整理案には2, 000番と2, 500番は余り変わらないという指摘だけが書かれています。しかし、これも一つの感想でありまして、他方で試験に関わった方々の中では、また水準が下がってきているとおっしゃる方も様々にあって、この分野は、司法試験考査委員あるいは委員会の方できちっとやっていただいて、そしてそこをどうこうというのはなかなか難しいのでありますが、むしろ情報発信をきちっとして、検証可能なようにしていただくということが大事なことなのではないだろうかと思います。

○佐々木座長 どうぞ、ほかの方からも御発言を。

○井上委員 私の意見は、基本的に前のワーキングチームで申し上げたとおりで、この論点整理の中に盛り込まれていますが、2点だけ簡単に申し上げます。一つは受験回数制限ですけれども、いろいろな御意見があり、今の制度は分かりにくいという御意見もありましたけれども、なぜそうなったのかは数回前に御説明したとおりです。これに対して、5年3回という分かりにくい制限をやめて端的に5年にしてしまえばいいではないかという御意見なのですが、そうすると確実に合格率は下がります。私のラフな試算でも10%台になりますので、合格率を確保する、あるいは上げるという方向とは逆行することになってしまいます。受験可能な回数を増やすのは、一見すると、受験生たちの利益になるように見えるかもしれませんが、もちろん、3回が尽きそうな人にとっては救済にはなるのですけれども、一人一人について見た場合、毎回10%台に合格率が落ちてしまい、5回受けても合格する確率は50%にはならず、10%のままなのです。だから全体として受験生のためになるかということ、ならないのではないかと思います。

逆に、これは数回前に示された数字ですけれども、修了直後から経年変化で合格率がどういうふうに変化するかを見た場合に、3年経つと急降下している。ですから3回あるいは3年というふうに設定したのも、必ずしも不合理ではなかったと思っていまして、その意味からは、5年という選択肢があるなら、3年という選択肢もあり得て、その辺も含めて議論していただければと思っています。

もう一つ、議論の仕方なのですけれども、今、丸島さんがおっしゃったように、司法試験の合格水準だとか、中身の問題というのはなかなかこういう平場で議論しにくいところもある。それは実態が外からはなかなか分からないからなのです。私も大分前に旧試験の試験委員をやったことがあり、そのときの体験に基づいて、守秘義務との関係もあり、抽象化して発言するようなことしかできないわけですが、ある程度踏み込んで議論するとすると、その議論の仕方についても工夫する必要があると思います。そこが大きなネックになっていますので、もちろん具体的などころまで踏み込んで議論して結論が出せるとは思わないですけれども、現状のどこに問題があって、どういう方向にするのが良いのかぐらいは、やはりここで議論しておいていただかないといけないと思いますので、その議論の仕方ですね。情報の開示の問題等、工夫をしていただかないと踏み込んだ議論ができない。そのことを申し上げておきたいと思います。

○田中委員 今、井上委員がお話になったことと関連するわけですが、司法試験そのものの適正さというものについては、これまで問題点についていろいろと指摘があったわけですが、今、議論の仕方が非常に難しいというお話がありました。司法試験自体、試験実施の中立・公正性を確保するという観点から置かれている司法試験委員会がありまして、その下で必要な学識経験を有する司法試験の考査委員の方が、その専門的な知見に基づいて出題内容を決めている。その可否の判定も考査委員の方が行っていると、こういう仕組みがあるわけですね。このような仕組みがあるものですから、この場で、平場でというお話が出ましたけれども、この司法試験の出題内容、例えば難易度がどうなのか、これからあるべき法曹になる者に資格を与えるという、そういう物差しに照らしてその難易度はどうなのか、といった難易度そのものでありますとか、可否判定そのものについて、その当否を議論するというのはなかなか難しいところがあると思いますので、それを議論することが果たして適切なのかどうかという点は論点の一つであろうかと思えます。

ただ、ワーキングチームにおける検討結果にもございますけれども、新たな法曹養成制度の下で、司法試験合格者に求められる専門的な学識や能力の内容、あるいはその程度について、考査委員の間で共通の認識を持っていただくということは大変重要なことであろうかと思えます。そういう共通の認識を持っていただくためにどうしたらよいのかということをお我々は考えていかなければいけないというのが一つございます。また、その考査委員についても、法科大学院での教育そのもの、先ほど伊藤委員からも法科大学院での教育の内容というものについて、これは従来の司法試験のための教育と比べたら、よほど立派な教育がされているという趣旨のお話しがございましたけれども、現在の法科大学院でどういう教育が行われているのか、その教育の趣旨がどういうところにあるのかということについて、十分な理解を持って可否の判定に当たっていただける方をきちんと選任するということの重要性もまたあるんだろうと思えますので、その点を指摘させていただきます。

○鎌田委員 新しい制度のもとでの司法試験の在り方というのは、本当の理想論を言えば、法科大学院でしっかりとした教育をして、そこの中で厳格な修了認定をして、それを修了した人は基礎的な部分の検証さえ済めば合格させるという、これが本当は理想なんだろうと思うんです。しかし現実には非常に修了者の水準も様々であって、司法試験による選別というものにかなり多くのものを頼らざるを得ない状況がある。そうであるとまた今度は法科大学院の教育の方も、試験に向けた教育にウエートが移っていくという、ある種の悪循環があるんだろうし、そこに予備試験も加わってくれば、更に司法試験が一定の競争試験的な要素を持たざるを得ないというふうな現実があるので、その現実を前提にもの考えざるを得ないんですけれども、その司法試験の合格水準等に関しては、これは私も旧試験の委員の経験しかありませんけれども、やはり合格水準設定の適否というのを外部の一般的な意見にさらすことが適当かという点、それはなじまないと思えます。

ただ、旧試験の時代には、出題の趣旨も、それから答案採点した上での講評というものもなされていなかったので、そうすると受験生にとって何が頼りになるかという点、司法試験予備校が出す模範解答とか解説というのが頼りになっていて、出題委員は、今年の模範解答は合格水準に達しているか達していないかみたいなことを内部で言っているだけだったんですけれども、その点が改善されてきていることは、高く評価したいと思います。私は、かねてから司法試験の教育効果ということをおっしゃっているわけで、これだけ司法試験に通るのが

難しくなれば、司法試験が何を求めている、どういう内容のどういう水準の答案を求めているのかということが、非常に大きな教育効果を持つわけですから、そういう意味で、合格水準うんぬんではなくて、この問題を通じてどういうことを述べてもらいたかった、この司法試験に向けてはどういうことを勉強してもらいたかったというようなことを学生たちに伝えることが重要だと思います。実際には旧試験の合格者が500人とか1,000人の時代でも、正直言って本当に満足できる答案は1,000人なんかとてもないのに、1,000人合格させていたというふうな印象が採点する側にはあるわけですから、そういうふうなところも含めて、実際に採点してみたところ、合格者についてもこういう部分の力は足りないんだということも含めて、もっと率直に開示していく。そういうことは今以上にやっていくべきではないかという感想を持っています。

○岡田委員 受験回数に関しまして、先ほど井上先生からもお聞きしたのですが、私も5年間という期間は必要だと思うのですが、今の3回というのが、確かに3回で4回目になると急に落ちるとかいうデータはあるのですけれども、撤廃といっても5年間という期間制限があれば、毎年受けたとしても5回しか受けられないわけです。回数制限を4回にするか5回にするかという議論もあるかと思うのですが、受験者からすれば、データがあるからとか、あなたのためなんだよと言われても、自分でやはり納得しないと、もっと受けたい、もう少し回数があればという気持ちになると思うので、現状の考え方では、例えば毎年受けて3回で、4年目で方向転換するとか、再度、法科大学院に入るという選択肢はあるかと思うのですが、受験者ないしは一般の人間からすると、5年間に3回という根拠がどうも納得できないというのは、当然ではないかと思います。

○宮脇委員 私は司法試験そのものの専門家ではないので、ちょっとずれた発言になるかと思いますが、その司法試験の内容ですとか、合格率の問題ですとか、その回数の問題というの、我々その政策論をやっている立場から言いますと、客観性の問題と規範性の問題、この二つだろうと思います。先ほど来、旧司法試験から比べると、非常に情報の公開というのは進んでいて。これはもう客観性の問題で、いろいろと比較することの中で、受験生や法科大学院、いろいろなところでの議論ができるようになってきている。このことは非常に重要ですし、今後も充実させていくべきだと思いますけれども、私は規範性のところの問題で、司法試験委員の方々がやられた採点が適切かどうかという問題ではなくて、そこに踏み込むとかいう問題ではなくて、試験で出てきている、あるいは試験のやり方も含めて、司法制度改革の最も目的としたところとの連動性がきちっとできているのかどうかという問題だと思うんです。ですから合格率の問題も井上先生が言われたように、5年5回に延ばせばそれは合格率は下がっていくわけで、そうすると合格率を基準にしたところの法科大学院の見直しというのを、それではどういうふうに考えるのかと、こういうふうにならずに連動していってしまうわけですね。そうするとやはり司法試験改革の最も目的としていたことは何なんだというところをやはり共有しないと、話がすごくいろいろと回っていってしまうのかなというのをまず一番感じました。

ここから申し上げることはちょっと怒られるので、ここは関係ないということで。我々政策論をやっていると、ごみ箱理論というのがあります、それぞれ参加する人たち、関係する人たちがそれぞれの視点からのそれぞれの物差しで参加をするので、結局、パッチワーク的になってしまうという、そういう、これはいろいろなところで起こることなんですけ

れども、特にこういう受験生ですとか、そういう人たちへの配慮を考えていくときに、やはり司法試験改革のファーストの目的は何だったのか、そこをもう明確に共有しないと、また同じようなパッチワークのこの構造になってしまうのかなと、これは感想です。

先ほどの井上先生が言われた試験の適正性といいますか、その中身ではなくて、そういう目的との連動性の議論をするときには、やはりもう少し踏み込んだ情報は必要だと思います。というのは、我々大学でも入試をやって、どこの偏差値でどの程度で入ってきているからこういう試験の内容とか、そういうものについてどう考えるのかという、大卒のことはやはり議論するわけで、かと言って出題者に介入するわけでも何でもないという。そういう意味で言いますと、今、手持ちのところでの範囲というのは、ちょっとそこを踏み込んで議論していくには不足点があるのかなというのが感じた点です。

○佐々木座長 資料3にありますように、翁委員からも受験回数に係る意見が出されておりますので、御覧いただきたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

○萩原委員 司法試験の試験科目の範囲の問題が議論されていますが、これは簡単に言いますと、未修者に不利にならないような範囲、未修者のことを配慮した科目の範囲とか、出題の範囲が、大事なのではないのかなというの一点です。

それからもう一つは、司法試験の考査委員の選定基準というのはいったいどういうことになっているのか。ここは昔から余りはっきりしない部分のところがありまして、これも基準としてつくるのは非常に難しいんですけども、何か客観的にこういうことがあるからこの人は考査委員になっているんだということがあると、この透明性といいますか、信頼性というか、そんなものは高まるのではないのか。これは大変難しいことを申し上げているんですけども、こういう議論もあってもいいのではないかという感じがちょっといたします。

○佐々木座長 いやもう、こういう場でなければ議論できないところはあるかもしれませんが。

今のようなお話を含めてどうするのかということになりますけれども、いずれにしても、何か意見はありますか。

○井上委員 今の点など中身についてはまた、その論点を議論する際にということにして、未修者に不利という点について申しますと、例えば短答式は知識量を問われるので、未修者に不利ではないかとよく言われるのですが、それでは科目を主要3科目に縮減すれば済むという問題では必ずしもなく、減らせば既修者にだって有利になる。ですから、どのレベルまで要求し、どのくらいのところで切るのかということと連動しないと意味がない。一定の成績を超えていればパスするということならば、未修者にとっても有利になるのですが、パスする人数を一定数に抑えるということだと、受験者の間の競争になりますので、既修者の方により有利に働くということにもなりかねないわけで、そう単純な問題ではないということです。

先ほどの踏み込んで議論することについて補足させていただきますと、司法試験の中身について、問題がどうこうとか、採点がおかしいということの問題にするという趣旨ではなく、どのようにして、何を根拠に合否の線引きをしており、それが果たして合理的なのか、それが新しい制度の目的・趣旨に沿ったものとなっているといえるのかどうかということを見直してみる必要があるということなのです。外から見ていると、そのところが従前と余り変わっておらず、以前と同じような考え方ないし感覚で線引きをしているのではないかという

疑問をずっと持っているのです。

鎌田委員がおっしゃったように、私も司法試験委員を務めたときに、合格者500人時代だったのですけれども、刑事訴訟法の試験で、私から見てこれは満足できる答案だと評価できるのは200ぐらいでした。ですから、その基準からすると後の300人は間違っているのか、力が足りないのに合格させてもらっているわけです。でも、問題は、そういう目から見た合否の決め方で良いのかということであり、専門家である試験委員からすると、かなり高度なことを求めがちで、それでないと100%でないかもしれないのですが、そんなところまで法曹界に出る人が求められているのか。何科目もあって、その全ての科目それぞれについて、そこまで満たせる人というのはスーパーマンで、そんな人はそう多くはないと思うのですよね。だから、どのぐらいをもってパッサブルにするのかという議論を、是非してほしいということです。

○佐々木座長 萩原委員が言われた第2の点も含めて、いずれそういう機会があれば是非伺いたい。かくいう私も昔昔、考査委員をやっていたりして、大変いろいろ勉強させていただいた経験があるんですけども。

試験についてほかにございせんか。ありがとうございます。いろいろ貴重な論点を出していただいて、これからの論点整理の各部分に反映させることとさせていただきます。

それでは最後に、司法修習につきましてお願いします。事務局からどうぞ。

○松並官房付 資料2-1の目次を御覧ください。第3の「法曹養成制度の在り方」のうち、4として、「司法修習について」二つの項目、すなわち「法科大学院教育との連携」、「司法修習の内容」に分けて整理いたしました。資料2-2の32ページを御覧ください。(1)として、司法修習について「法科大学院教育との連携」について整理しております。「本論点の説明」にございますように、司法修習について、法科大学院教育との連携の在り方を踏まえて検討する必要があるとの問題意識です。

次に34ページを御覧ください。(2)として、「司法修習の内容」について整理しております。「本論点の説明」にございますように、新しい時代の多様なニーズに即した法的サービスを提供する法曹を養成するものとしてふさわしい司法修習の内容について、検討する必要があるとの問題意識です。

○佐々木座長 それでは、ただいまの件につきまして、委員各位から御発言をいただければと思います。資料3には翁委員からも御意見が寄せられておりますので、どうぞ御覧ください。

大変恐縮ですが、田中さん何かありませんか。

○田中委員 特に意見表明は用意しておりませんが、論点整理ということですので、感想めいたお話になります。

司法修習については、これまで、法廷実務というものを中心にした教育が行われているのではないかというような批判がかなり長いことございまして、その批判は今でも根っこの部分にはあるように思います。ただ、実際に司法研修所での教育に携わり、あるいは実務修習でいろいろと修習の実情を見たりしておりますと、この法廷実務に特化したような内容の修習という点については、もうかなり前から卒業しております、基本的には、修習生の汎用的な能力を伸ばすような方向でいろいろなプログラムが組まれてきましたし、教える側も、単に法文書の書き方といったスキルを教えるというようなところに止まるのではなくて、やはり文章を構成し、それをアウトプットするというような場合に、それをどういう形で説得

力あるものにしていくのか、その前提として、その文書の作成に要求されている基本的な思想は何なのかというところを踏まえた修習ができるような、そういう在り方を各修習担当庁が考えてきたと思います。ですから、司法修習が法廷実務家を育てるようなものになっているという昔から言い古されてきた批判については、それはもう卒業をしてしまった部分なんだという認識を、まずは出発点として皆さんに持っていただきたいと思っています。その一方で、現在は、社会経済情勢が昔とはかなり変わってきております。これからの修習の在り方というのは、恐らく、価値観が多様化し、高度に発展した複雑な社会の中で、今までとは違った役割を担うこともできる法曹を育てるという、そういう現実を踏まえたものになりますので、いかにそのようなニーズに応じて新しいプログラムを開発、展開していくのかということが課題として課されているのではないかと思います。

○佐々木座長 御指名をしたりして失礼しました。どうもありがとうございました。

いかがでしょう。

○井上委員 これについては、司法制度改革のときに一番議論が行き届かなかった部分だったと思います。そこまでのプロセスについては、かなり集中して議論を行ったのですが、司法修習については、その全体の整備を踏まえて考えていただくというふうになっていた。それを受けて、裁判所を中心に検討をされて今の修習制度がつけられたと思うのですけれども、問題があり得るとすれば、法科大学院教育との連携というか接続の問題と、あとは実務に就いてからのOJTとの連携の問題だと思います。前者について言えば、当初ちょっと誤解もあって、司法修習のもともと2年だった最初の研修所で行う座学（前期修習）の部分はロースクールでやってくれるものだと、そういう前提で考えていた人も結構多かったのですが、司法制度改革審議会ではそういう前提に立っていたわけではありませんし、現実問題としても、法科大学院で行うべき教育の中でどれだけ余裕があるか、余裕が大きければ従来の前期修習に相当する部分を引き受けられるけれども、余裕がなければそういうことはできないわけで、現状がどうかと言いますと、実務界の一部からは法科大学院修了生は法的な基礎知識が不足していると言われて、基本的法律科目をより手厚く教えなければならなくなっている状況では、実務との架橋を図るといのが精一杯というのが正直なところだと思います。

ですから、従来の前期修習に相当する部分の大半は、法科大学院では背負いかねるわけで、そのことを踏まえて司法修習を考えていただかなければならない。もう一つは、実務についてから後の研修や教育との接合の問題で、この前から話が出ているように、弁護士事務所に入って訓練してもらう機会が確保されるわけではないということになってくると、そのことをも視野に入れて修習の内容や方法を考える必要も出てくるように思うのです。

○丸島委員 今、井上さんがおっしゃったことに関連してなんですが、司法制度改革審議会では、井上先生がおっしゃったとおりに、司法修習のうちの実務の導入部、つまり前期集合修習については、法科大学院における教育との役割分担の在り方について、今後法科大学院の中身がどのように整備されていくか、定着していくかということに応じて随時見直していくという、こういう立て付けになっているんですね。しかしながら、実際には、法科大学院がスタートしたかなり早い段階で、最初の前期集合修習というのは廃止されているわけです。先ほど井上先生が言われたとおりに、前期修習にかわるものを法科大学院はやるという位置付けはなかったですよとおっしゃっているのですが、そうすると、結局審議会で言っている前期集合修習と法科大学院の関係については、法科大学院の整備・定着に沿って見直し

ていこうという、この方向性、連携性がぶつりとなくなってしまう、法科大学院がそれをやるのではないですよという、こういうことになってしまっているのです。更に法科大学院の教育内容のバラツキについていろいろな御指摘もある中で、相互の連携性を確保するということについて、担当者、関係者はみんな苦慮してきているということが問題点としてあるわけです。

これまでこの連携部分を補うために、導入研修だとか、いろいろな形の工夫をみんなですてきていますけれども、やはりそれぞれの法科大学院の中での臨床教育のばらつきもありますから、いきなり実務修習の現場に行くと、はい検察現場です、裁判官の現場ですといったときに、うまくフィットするののかということは、やはりこれはよく考えなければいけないことではないかと思えます。かつて前期修習として実施されてきた修習の導入部分に何かの工夫が必要だろうと思えます。

もともと全体の制度の仕組みが、法学部があつて、法科大学院があつて、司法修習があつてという、日本流に法科大学院をこなし切ろうとしたところがあつて、従来のいろいろなものが重なり合つて継続しているという、この問題を根本的にはどうするのかという問題があり、今後尾を引くのではないかとも思うのですが、今このことを何とかしろと言うことではありませんが、そういう問題が背景にはあるということをお互いの関係をどうするかという、その位置付けと関係論をしっかりとしないと、よく分からないままに制度が積み重なっているという印象が一般には持たれかねません。そういう意味では、法科大学院と司法修習のそれぞれの位置付けは何なのかを明確にしておく必要があるだろうと思えます。諸外国でも共通に見られることは、大学という学術環境の下できちとした法曹養成のための専門的教育を受け、学ぶというその側面と、それから法曹資格をとった後の現場での実務的トレーニングの機会が必要だと、この二つが、各国で形態はいろいろあるにせよ、国際的にはやはり共通の考え方ではないかと思えます。日本の場合は、実務的トレーニングの場が司法修習ということなのですが、しかしながら、司法修習生については、学生さんですか社会人ですかという、その位置付けが非常に曖昧なのです。まだ受験前の勉強中の学生みたいな扱いもされているところもあり、法科大学院とどう違うのだという指摘もあるわけですが、やはり教育の場としての法科大学院と実務的トレーニングの場としての修習ということのきちとした整理をする必要があると思えます。そうすると司法修習というのは、法曹としての導入部、つまり単なる学生ではなく、資格を取得した後の実務能力を修得する法曹としての導入部であるわけですから、そこでの修習生の地位や、何ができて何ができないのかといった権限、そういう事柄はやはりきちと押さえないといけないのではないかと思えます。

あともう一点付け加えますと、司法修習の終わりに二回試験と言われるものがありますが、この試験は落ちる人はそんなに多くはないのですが、修習が終わったことを確認する試験なのですけれども、修習生らの話によると、普通皆パソコンで法律文書をつくっているのですけれども、二回試験だけは手書きで全部書いて、それも答案なんかをこよりでこうやって結んでとじるのですよねと、こよりが結べないままに提出してしまつたらそれはアウトだと言われてしまうのですよねという、こういう古風な試験をやっておられて、その適否がどうではないんですけれども、もう少し二回試験というものが内容・形式など趣旨に沿ったものになっているのか、あるいはどういう基準でこの合否も決まっているのかということをもう少

しオープンにさせていただいて、必要な改善も考えるということがやはり必要なのではないのかと思います。

○岡田委員 法科大学院で基礎知識及び応用力とか、適応性とか、そういうものを身につけて、司法試験を受けて、受かった人たちが司法研修所で実務につけるような研修を受けるというのは、一本のレールだろうと思うのですが、レールであれば必ずつながっていなければいけないという感じがするのですが、どうも今の状態は縦割りの感じがします。ここにも書いてあります連携というのは絶対大事であって、具体的で実効性が上がる連携を目指すことによって、必ず一本の線にすることによって、最終的に司法研修所を出るときはきちんと実務ができると、そういう形になるように思います。

○鎌田委員 法科大学院と司法修習との連携ということで、一番焦点になっていたのは、かつての前期集合修習の果たしていた役割をどこがどう引き受けるかということなんだと思うんですけども、一つには、かつての前期集合修習がどういう役割を果たしていたかということの認識についてのずれが、かなりばらつきがあると言った方がいいのかもしれない。そのところから来る様々な意見のぶつかり合いがあったんですけども、私の認識としては、その点については、新しい法科大学院、新しい司法修習では、何を目標にしているのか。どちらかというスキルを身につけることよりも、基本的な実務的能力の基礎を固めるということが全体としての目標であって、それを前提として、かつての前期集合修習が担っていたうちの基本的・理論的部分は法科大学院が担い、そしてそれを実際の事件に適用していく基礎的能力は司法修習の部分で担っていくというところの接続は、制度としてうまくいくようになっただけでなく、実際に特に弁護修習を担う各地方単位会の先生方の御理解も、この間の努力で相当進んできたと思っています。ただし、かつての2年間の司法修習をやっていた時代のように、実務に明日からでもつけるような水準までというふうなことが、今の1年間の実務修習で実現できているかということ、そこには多少問題はあるのかもしれないと思うんですね。

それとの関係で、前から非常に気になっているのは、司法制度改革審議会の意見書は、司法修習の後に継続教育という項目があって、この継続教育をどうするのか、その中で法科大学院はどのような役割を果たすのかという課題を提示していた。私どもの法科大学院では少しでもこの役割を果たせるようにということで、いろいろ試みはしているんですけども、全体としてほとんどこの部分について関心がないし、今回の議題にも継続教育は全く取り上げられていないということは、若干気になっています。その継続教育がどう働くかによって、司法修習の在り方も変わってくるのではないかなという感じがしますので、これを項目として取りあげて何らかの取組をしていただければという気がいたしております。これは特に弁護士会が一番実践するのに難しい立場にいると思いますけれども、その点、よろしく願いいたします。

○佐々木座長 項目を立てることでしょうか。

○鎌田委員 御検討をいただければと思います。

○佐々木座長 分かりました。ここを含めて御提案ということですね。

○宮脇委員 私は今の司法研修のところは、やはり実務家として完成品になるというのは、これはかなり無理がある話で、やはり実務家になるためのインターフェースというんでしょうか、そういった役割として非常に私は機能している面があるのではないかなとは思っていま

す。ただ、今教えていただきました継続教育の点については、やはりそのインターフェースというところから更に高めていくという点でいうと、必要なのではないかなと今お話を伺っていてそう思いました。

一点だけ、ちょっとずれてしまうのかもしれませんが、札幌は地方と言っていると思いますので、怒られないと思いますので。札幌にある大学の身からして、その司法修習との関係なんです、個別司法修習というのは希望地を個々の修習生が希望することができるんです。法科大学院の配置の問題とももしかすると関係ないのかもしれませんが、札幌というところはなんか人気が高くて、地元が追い出される傾向が強いと。その理由はいったい何なのかという、あえてここは申し上げないようにしたいと思いますけれども、東北地方へ行ったり、いろいろなところへ行くと。ということは、受けられる方のほうの何か意識の方も、全員とは決して言いませんけれども、少し違うところがあるのかなとか、なんか非常に東京だと余りそういうことは感じられないのかもしれませんが、地方にいますという現象が起こってきてしまうということで、この司法修習、外から見ている点で、そこにちょっと疑問を何か感じますという、これも感想なんです。

○佐々木座長 ほかにいかがでしょう。

○井上委員 今の点は実情をお聞きすれば分かると思うのですが、研修所の方でも修習生から希望を複数とって、いろいろな要素を考えて適正な配置をしていると承知しています。札幌が人気があるのは、恐らく、住みやすい街であるということと同時に、一定程度の規模の大きいところなので、いろいろな事件があったりしてためになるだろうと、受験生が思っているということではないかと思うんです。しかし、今は実態としては、本当にいろいろな地方に修習生は行ってまして、この規模の裁判所とか弁護士会でこれほどの人数をよく引き受けられると思うようなところも少なくありません。その中から修習地で就職するという人も出てきてまして、その意味では良い効果も発揮しているところもあると思います。

○宮脇委員 いや、それ以上、ここを議論するつもりはないんですけれども、適正という意味が本当にそうなのかということもあって、あえてちょっと。

○井上委員 一点問題があるとすれば、弁護士事務所への就職が非常に難しくなっていることもあって、修習生たちの間では、どうしても東京とか大都市に集まりたがるという傾向はあるようです。地方にいますと、就職の機会、あるいは面接とかにもハンデがあるので。

○佐々木座長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、ただいまの議論は、論点整理の「司法修習について」の関連する部分に反映させることといたします。鎌田委員からの御提案はまた検討の上、処理させていただきます。

皆さんの御協力によりまして最後の司法修習まで皆さんから御意見をお出しいただくことができました。御協力に感謝いたします。翁委員から資料3で司法修習についても御意見が出ております。

それで次回に向けてのアナウンスでございますが、5月10日午後1時から3時まで、本日と同じこの会議室で開催予定となっております。次回の会議でこれまでの意見交換を踏まえた論点整理を行う予定でございますが、次回の会議までのややちょっと細かいスケジュールにつきまして、座長より提案とお願いをさせていただきたいと思っております。

一番目は、前回及び今回の会議を踏まえ、事務局を通じて、5月2日までに論点整理の取りまとめ案を委員各位に送付させていただきます。内容を御確認の上、5月8日火曜日まで

に、事務局宛てに何か御意見がございましたらお寄せいただきたいということでございます。5月2日までに送付させていただくと。御返事は何か御意見があれば5月8日までにお願いしたいということでございます。その際には、表現等の修正のほか、会議で言い足りなかつた点等がございましたら、原案に関連する範囲で付け加えていただいても差し支えございません。あるいは別紙で意見を出していただいても構いませんという、ある程度幅広に考えているということですが、取りまとめ全体の中である程度平仄をとる必要があることもあろうかと思しますので、最終の形を作成する際には、どのように取扱いをさせていただくかにつきましては、一定程度、座長に自由度を与えていただきたいというお願いを同時に付け加えさせていただきたいと思っております。

そういうことで、ゴールデンウィーク、誠に恐縮でございますが、その意欲と余裕のある委員には是非もう一度お読みいただきたくお願いを申し上げたいと思っております。

事務局から何か付け加えることはありません。

○松並官房付 いえ、特にございません。

○佐々木座長 それでは、本日はありがとうございました。少し早いですがけれども、これで終わりにいたします。

—了—